平成２２年３月３１日

記者発表資料

国土交通省 青森河川国道事務所

「防雪柵」を夏場も存置し、その影響を検証します

～道路維持管理の更なる効率化・適正化に向けた取り組み～

直轄国道の維持管理については、今般の公共事業の見直しを受け、来年度の予算が大きく減少するなど、より一層のコスト縮減、効率化が求められています。

青森河川国道事務所では、道路維持管理の効率化・適正化に向けた取り組みの一環として、冬期間設置していた「防雪柵」について、一部区間をそのまま存置し、「地域に対する影響」と「コスト縮減」の関係について検証を行います。

なお、取組み期間において、今後、地域の皆様や道路利用者の皆様にご意見等を伺う予定としておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。（結果についても、順次公表していく予定です。）

■道路維持管理は「日々の道路の安全な通行確保」や「良好な沿道環境確保」を目的に、「道路巡回」「清掃」「除草」「構造物補修」「除雪」等を行っているものです。特に青森県においては、冬場の「除雪」「凍結対策」「吹雪対策」等が日々の安全な通行に必要不可欠な作業となっております。

■道路維持管理は、これまでコスト縮減を図りながら適切な維持管理に努めて参りました。しかし、公共事業関係予算の大幅な縮減により、道路維持管理費についても更なる削減が求められており、限られた予算の中で適正な維持管理を可能とする取組みが必要とされています。

■今回の取組みは、冬期間「吹雪対策」として設置・撤去されていた防雪柵について、通年で現地に存置した場合、どのような影響があるのかを把握するためご意見を伺い、今後の「道路管理の効率化・適正化」に向け検証していくものです。

〈 記者発表先：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社 〉

問合せ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 住所 ：青森市中央3丁目20－38

電話 ：017－734－4521（代表）

副 所 長 （ 道 路 ）	永井 浩泰	（内線２０５）
道路管理第二課長	三浦 邦彦	（内線４４１）（管 理 担 当）
十和田国道維持出張所長	船水 義一	（電話0176-24-0129）
青森国道維持出張所長	鬼同 哲夫	（電話017-782-8613）
弘前国道維持出張所長	平岡 弘志	（電話0172-26-2904）

防雪柵存置による影響の検証

■取組み区間（代表箇所）（別添資料ー１参照）

路線名	担当出張所	住　　所	延　　長
国道4号	十和田国道維持出張所	十和田市大字相坂地内	L＝0．9km
国道7号青森環状道路	青森国道維持出張所	青森市大字細越地内	L＝1．9km
国道7号	弘前国道維持出張所	青森市浪岡大字下十川地内	L＝1．4km

※上記区間以外にも、交通安全上支障のない区間や日照阻害による稲作等へ影響のないところを存置しています。（全設置延長約３３ｋｍの内、津軽自動車道など、約５割の区間に防雪柵を夏場も存置します。）

■ **実 施 内 容**：「防雪柵」を①撤去、②支柱のみ存置、③全て存置の３ケースについて実施。影響の検証について道路利用者、沿道住民の皆様より、ご意見をいただき実施してまいります。

■ **実 施 期 間**：平成２２年４月１日～

■**影響の検証**：道路利用者、沿道住民の皆様からご意見をいただき防雪柵の存置の影響とコスト縮減の関係について検証を行います。

十和田国道維持出張所：取組み区間

別添資料－1

取組み区間（代表箇所）

項　　目	延長(m)	適　　用
存置	168	
支柱のみ存置	311	
撤去	353	

※取組み区間延長　L＝0．9km

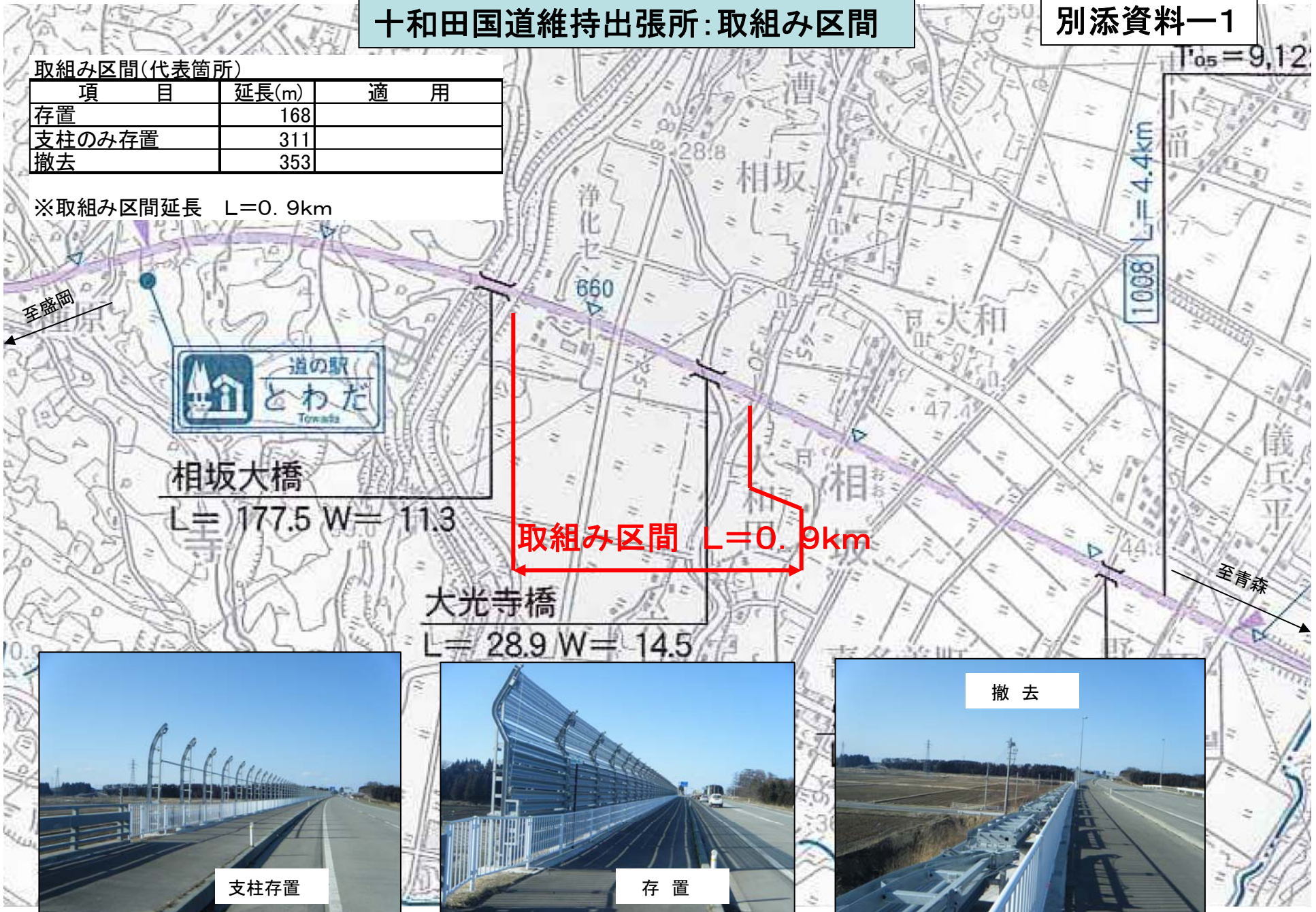

青森国道維持出張所：取組み区間

取組み区間（代表箇所）

項　　目	延長(m)	適　　用
存置	1027	
支柱のみ存置	465	
撤去	382	

※取組み区間延長　約L＝1．9km

T_{05}＝20,114台/12h　25,143台/24h

T_{99}＝25,523台/12h　32,414台/24h

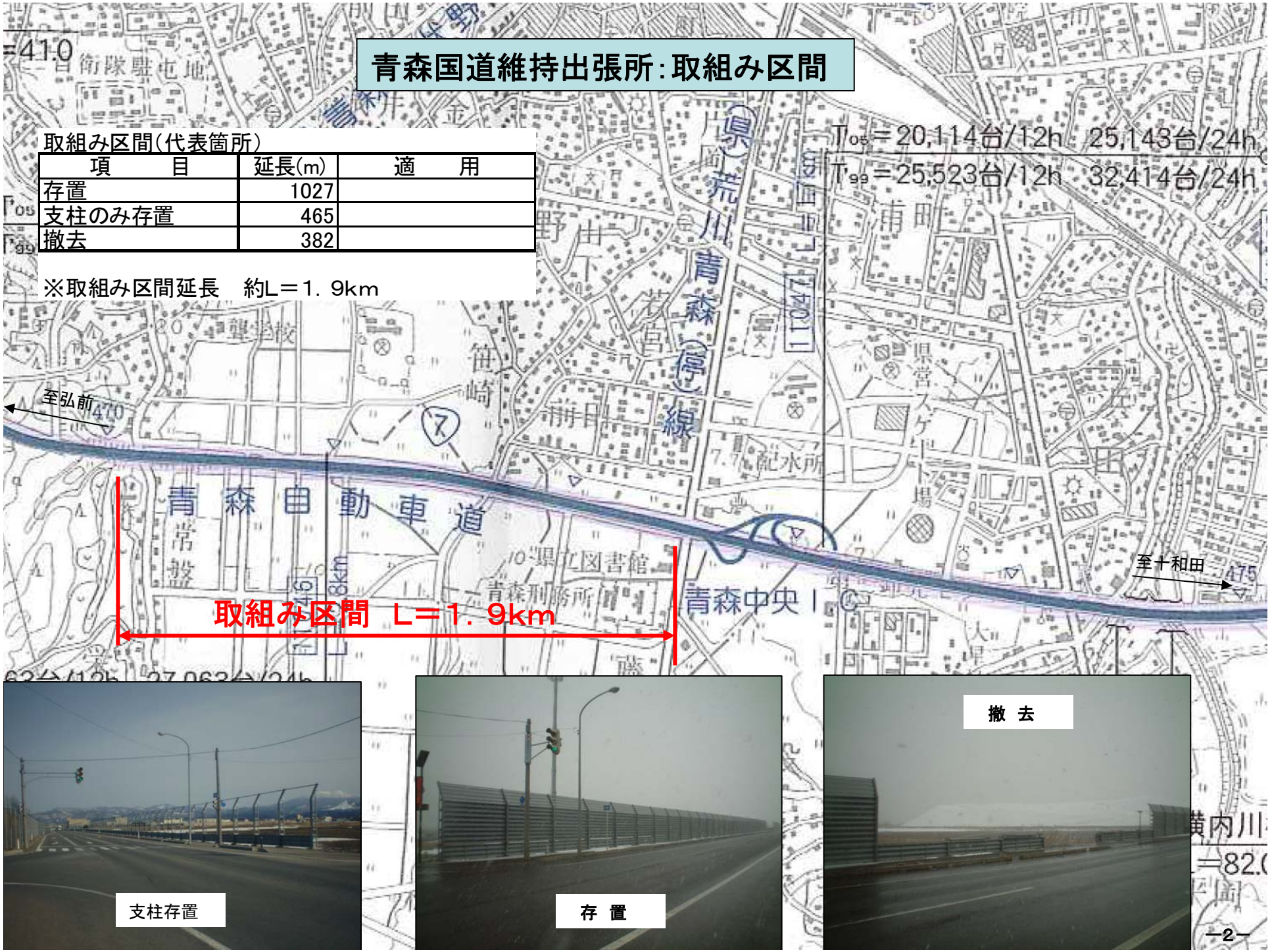

支柱存置

存　置

撤　去

弘前国道維持出張所：取組み区間



取組み区間（代表箇所）

項　　目	延長(m)	適　　用
存置	592	
支柱のみ存置	524	
撤去	300	

※取組み区間延長　約L＝1．4km